

平成 21 年 2 月 23 日開催 議会改革特別委員会について(協議概要)

1 日時 平成 21 年 2 月 23 日(月) 開会：午後 1 時 閉会：午後 4 時 59 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席委員(欠席なし)

委員長 喜田侑敬(副議長・政新会)

副委員長 片岡保夫(西宮グリーンクラブ)

委員 今村岳司(にしのみや未来)

篠原正寛(政新会)

杉山たかのり(日本共産党西宮市会議員団)

西田いさお(無所属)

町田博喜(公明党議員団)

他に、地方自治法の規定に基づき川畑和人議長が出席

4 傍聴議員 大石伸雄・たかはし倫恵・長谷川久美子・よつや薫

5 一般傍聴者 2 名

6 説明員

(議会事務局)

議会事務局長 高平秀男

次長 北川英子

庶務課長 北林哲二

議事調査課長 市栄正樹

7 協議概要

(1) 議員派遣を含む視察旅費のあり方について

西宮市議会議員の視察旅費は、西宮市議会会議規則第 89 条による委員派遣旅費と地方自治法第 100 条第 13 項に基づき西宮市議会会議規則第 121 条で定めている議員派遣旅費の 2 種類があります。これまで、委員派遣旅費と議員派遣旅費は「常任委員会等視察旅費」として予算計上し、平成 20 年度の予算額は議員 1 人当り年額 25 万円でした。平成 21 年度については、本特別委員会で協議した結果、議員 1 人当り年額 20 万円を予算要求しています。

本特別委員会で、常任委員会等視察旅費を初め平成 21 年度議会関係予算を協議した際に、視察旅費は常任委員会視察旅費(委員派遣旅費)だけにすべき、議員派遣旅費だけにすべき、現行どおりでよい、という意見が出され、視察旅費のあり方については、今後協議することとなっていたものです。

そして、2月9日の本委員会で、各委員がすでに表明されている意見を委員長が確認しましたが、時間の都合により、協議は2月23日の委員会で行うこととなっていました。

2月23日の委員会で協議を行った結果、平成21年度の視察旅費については、従来どおり常任委員会視察と議員派遣に充てることとし、平成22年度以降については、しかるべき時期に再度、協議することとなりました。

また、常任委員会視察について、次のとおり決定し、次回の委員会で文書により確認することとなりました。

視察前の勉強会等準備を十分に行う。

欠席の場合には、その理由を明確にした欠席届を委員長に提出する。

帰着後1ヶ月以内に調査報告書(「感想・意見等」)を提出する。

各委員の調査報告書(「感想・意見等」)は、他の委員にも配付する。

(2) 図書、雑誌等消耗品の検討について

本件については、2月9日の本委員会で、議会事務局から提出資料により説明しましたが、時間の都合により、協議は2月23日の委員会で行うこととなっていました。

2月23日の委員会では、複数の委員より消耗品費で購入している政党機関紙(「赤旗」「公明新聞」「自由民主」「民主」「社会新報」)は止めてもいいのではないか等の意見が出されましたが、委員長からは、経費対効果等を十分考えて議会事務局は執行してもらいたい、との意見が表明されました。

また、次のことを決定しました。

正副議長室用に購入している一般紙3紙(読売・神戸・産経新聞)の購読をこのまま継続するか否かについて、正副議長と議会事務局で協議し、次回の委員会で報告する。

平成21年度予算で購入予定の雑誌等18種類の見直しの中で、どうしても継続購入したいもののリストを各会派、無所属議員、議会事務局から、3月11日(水)までに、委員長または議会事務局に報告する。

(3) 議員互助会のあり方について

1月22日の本委員会において、12月24日に開催された議員互助会理事会の協議結果等について議長から報告がありましたが、協議については時間の都合により、2月9日の委員会で行なうこととなりました。

2月9日の委員会では、議員互助会に関する今後の試算について、議会事務局から説明をした後、各委員が見解を披瀝し協議を行いました。結論は出ず、各会派等へ持ち帰り、意見を2月13日(金)までに委員長または議会事務局へ報告してもらうこととなっていました。

2月23日の委員会では、各会派等からの回答結果に基づき協議を行い、次のことを決定しました。

議員互助会の給付の一部について、議員互助会のあり方の結論が出るまで支給を次のとおり凍結する。このことについては、議員互助会理事会の決定が必要である。また、凍結することにより支障があるか否かを、議会事務局で検討する。

ア 退会一時金・記念品料

ただちに(議員互助会理事会決定時から)凍結

イ 祝金・香典・見舞金

4月1日から凍結

ウ 人間ドック受診料補助

凍結しない

今村委員から、議員互助会からの脱会について議論してもらいたいとの申し入れがあり、今後協議していくこととなった。

議員互助会のあり方そのものについては、本特別委員会で引き続き協議を行う。

(4) 携行ネームプレート、議員バッジ着用等のあり方について

本件については、議会事務局から説明した後、協議を行いました。協議の結果、現行どおり(議員バッジを着用するか否かは議員の判断による。携行ネームプレートは作成しない)とすることになりました。

(5) 事務局コピー機の使用方法について

事務局コピー機を有料で使用したいと今村委員から要請がありました。

議員等の事務局コピー機の使用について、原則有料化することの協議を行い、次のとおり決定しました。

有料化に必要な会計規則の変更や取扱要領等の作成を行い、対応する。

使用については原則有料とし、領収書は発行しなくてもよいこととする。

実施は、規則等の整理ができ次第、速やかに行う。

(6) その他

次回委員会は、3月25日(水)午後1時から開催することを確認しました。

また、4月は、17日(金)午前10時と27日(月)午前10時を予定していることを確認しました。

なお、中間報告とりまとめのための委員会を、3月定例会最終日まで開催することを確認しました。